

キャンセルサポートで補償される事由(概要)

- ・(株)エイチ・アイ・エスを介した国内旅行契約に関して発生する取消料・違約料のみが補償対象です。
- ・(株)エイチ・アイ・エスを介さずに予約・手配された国内旅行サービスは補償対象外となります。
- ・お支払いするキャンセル費用保険金の額は保険金額を限度とします。

キャンセル原因	保険金支払の対象となるケース(概要) (以下は補償の概要を説明したものです。詳細は2~3ページをご覧ください。)	キャンセル原因者			支払割合
		本人	予約者 同行	親族	
死亡、危篤*	記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます)、記名被保険者等の配偶者または3親等内の親族が死亡した場合または危篤(重傷・重病で生命が危うく予断を許さない状態と医師が判断した場合)となった場合	○	○	○	70%
入院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により入院が必要となった場合(ただしエイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日を含めた7日前から、エイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの最後の搭乗または最後の施設利用予定日の翌日までの間に入院した、もしくは入院が決定していた場合に限り)	○	○	○	70%
通院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により通院が必要となった場合(ただしエイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日のうち、いずれかに通院した場合に限り)	○	○	○	70%
急な出張	勤務先の命令により急な海外出張または2泊以上の国内出張が入った場合(エイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日から最後の搭乗または最後の施設利用予定日の間に、業務出張開始日から業務出張終了日の間のいずれかが含まれる場合)	○	○		70%
目的地での事故	目的地において利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災が発生した場合	○	○		70%
交通機関の遅延・欠航・運休	搭乗中あるいは搭乗予定の航空機・列車・船舶等(運航時刻が定められた交通機関)の2時間以上の遅延や欠航・運休が発生した場合	○	○		70%
イベント等の中止・延期	目的地において参加予定のイベントが、エイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日までに中止または延期となった場合(事前に取得・予約している日付指定されたイベントの入場券等のうち、エイチ・アイ・エスを介して手配・予約された国内旅行サービスの期間内、かつ、その入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止または延期となった場合に限り)	○	○		70%
妊娠・早産等	妊娠の判明、出産、早産・流産が発生した場合	○	○		70%
婚約破棄、離婚	離婚や婚約破棄が発生した場合(出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます)	○	○		70%
ペットの死亡	家庭で飼っているペット(犬またはねこ)が死亡し遺体処理をした場合	○	○		70%
災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により災害対策基本法に基づく避難指示が発せられた場合	○	○		70%
緊急事態宣言等	全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは感染症(*)による隔離が発せられた場合※	○	○		70%
裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として裁判所に出頭する場合	○	○		70%
勤務先の倒産	勤務先企業が倒産した場合	○	○		70%
建物・家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により100万円以上の損害が発生した場合	○	○		70%
保険金お支払いの対象外に関する注意事項	<p>◆キャンセルサポートご加入前に上記記載の旅行キャンセル(最初の搭乗または最初の施設利用を中止)原因が発生していた場合は、保険金のお支払の対象になりません。</p> <p>◆旅行キャンセル原因がご本人または同行予約者の傷病の場合、キャンセルサポートご加入前に「死亡・危篤」「入院」「通院」「感染症」(*印)の原因(直接の原因となった傷害の発生もしくは疾病の発病)が発生していた場合は、保険金お支払対象になりません。</p> <p>◆キャンセルサポートの支払項目(キャンセルの原因)は上記項目に限定されていますので、上記以外の原因によるキャンセルは、保険金お支払対象になりません。</p> <p>※保険料領収前または契約日以前に世界保健機関がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます。新型コロナウイルスに関連する全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは新型コロナウイルス感染症による隔離が発せられたことが原因によるキャンセルは、保険金お支払対象になりません。</p>				

重要事項のご説明

契約概要のご説明〔団体総合生活補償保険(MS&AD型)〕

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

▼この書面における主な用語についてご説明します

特定のサービス	(株)エイチ・アイ・エスを介した国内旅行契約に基づくサービスをいいます。※(株)エイチ・アイ・エスを介さず予約・手配された国内旅行サービスは補償対象外となります。	業務出張	勤務先の出張命令者の命令による出張をいいます。ただし、企業等の役員または事業主は業務出張の対象に含みません。
最初の搭乗または最初の施設利用	特定のサービスを受ける行程開始後の最初の搭乗、または最初の施設利用をいいます。	疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産ならびに歯科疾病を含みません。
最後の搭乗または最後の施設利用	特定のサービスを受ける行程開始後の最後の搭乗、または最後の施設利用をいいます。	保険金	この保険契約に適用される特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
イベント	音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をいいます。	記名被保険者	本保険により補償を受ける方で加入申込画面に「ご旅行者さま」として記載された方をいいます。
		記名被保険者等	記名被保険者または同行予約者をいいます。
施設	宿泊施設、レストラン、コンサート会場等の施設をいいます。	同行予約者	記名被保険者と同一の特定のサービスを参加予約した者で記名被保険者に同行する者をいいます。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、保険金をお支払いする事由が発生したことにより、記名被保険者(補償の対象者)が特定のサービスについて最初の搭乗または最初の施設利用を中止した場合に発生する費用などを補償する保険です。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。
 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額および保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)は以下をご参照ください。

加入タイプ	記名被保険者の範囲
	本人(*)
本人型	○

(*)加入申込画面の「ご旅行者さま」欄に記載の本人の方(記名被保険者)をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
キャンセル費用保険金	次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、加入申込画面の「ご旅行者さま」欄に記載の本人の方(記名被保険者)が特定のサービスについて最初の搭乗または最初の施設利用を中止した場合	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
★国内キャンセル費用補償特約	①記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます)、記名被保険者等の配偶者・3親等内の親族が死亡した場合または危篤となった場合	
☆国内キャンセル費用補償特約の支払事由(目的地のイベント)追加に関する特約	②記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*)により入院した場合(最初の搭乗または最初の施設利用を予定していた日から起算してその日を含めて7日前から最後の搭乗または最後の施設利用を予定していた日の翌日までの間)に入院をした、もしくは、入院が決定されていた場合に限り	
☆キャンセル費用保険金の縮小てん補に関する特約	③記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害(損害の額は、修理費または保険価額のいずれか低い方をいいます)を受けた場合 ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.風災、水災、雹(ひょう)災、雪災 ウ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	

- ④記名被保険者等が、裁判所の呼出により証人、鑑定人または裁判員として裁判所に出頭する場合
 - ⑤記名被保険者等の目的地(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)において、利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災
 - ⑥全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令または記名被保険者等に対する感染症による隔離が発せられた場合(ただし、保険料領収前または契約日以前に世界保健機関(WHO)がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます)
 - ⑦記名被保険者等に対して、災害対策基本法に基づく避難指示等が、公の機関より出された場合
 - ⑧記名被保険者等が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの2時間以上の遅延または欠航・運休
 - ⑨記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*1)により通院が必要になった場合(最初の搭乗または最初の施設利用を予定していた日から起算してその日を含めて3日前から翌日のうち、いずれかに通院した場合に限ります)
 - ⑩記名被保険者等が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために日本国外への業務出張(*2)、または国内の2泊以上の宿泊を伴う業務出張(*3)をする場合で、最初の搭乗または最初の施設利用を予定していた日から最後の搭乗または最後の施設利用を予定していた日の間に業務出張の開始日から業務出張の終了日のいずれかが含まれた場合
 - ⑪ペット(*4)が死亡し、そのペットの遺体を処理した場合(獣医師による死亡診断書が提出できる場合に限ります)
 - ⑫下記のいずれかの間で婚姻予約の不履行等(*5)もしくは離婚が発生した場合
 - ア. 記名被保険者と同行予約者との間
 - イ. 記名被保険者等が目的地で出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間
 - ⑬記名被保険者等の妊娠の判明、もしくは記名被保険者等が出産、早産または流産した場合
 - ⑭記名被保険者等の勤務する会社が倒産(*6)した場合
 - ⑮目的地において記名被保険者等が参加予定のイベントが最初の搭乗または最初の施設利用を予定していた日までに中止または延期となった場合(事前に取得または予約した日付指定の入場券等のうち、特定のサービスを受ける間、かつ、入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止または延期となったものに限ります)
- (*1) 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気や歯科疾病を含みません。
 (*2) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張であって、日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以内のものをいいます。
 (*3) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。ただし、企業等の役員または事業主は業務出張の対象に含みません。
 (*4) 被保険者個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。
 (*5) 婚姻予約の無効、取消しおよび不履行をいいます。
 (*6) 次の①または②のいずれかに該当する事態をいいます。
 ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等
 ②手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

- ⑯日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑰核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑱上記⑯以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑲むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1)
- ⑳下記の「補償対象とならない運動等」を行っている間のケガ、病気
- ㉑契約日以前または保険料の払込み前に発生した保険事故(その原因を含みます) など

(注1) 医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

<補償対象とならない運動等>

- ①山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)
- ②リュージュ
- ③ボブスレー
- ④スケルトン
- ⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません)操縦(職務として操縦する場合を含みません)
- ⑥スカイダイビング
- ⑦ハンググライダー搭乗
- ⑧超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません)搭乗
- ⑨ジャイロプレーン搭乗
- ⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動

保険金のお支払額

最初の搭乗または最初の施設利用の中止により、記名被保険者またはこれらの方の法定相続人が負担された次の費用(*)について、次の算式により算出した額をお支払いします。ただし、当社がお支払いするキャンセル費用保険金の額は保険金額を限度とします。

払戻しが受けられる場合は、これを差し引いた額とします。

記名被保険者またはこれらの方の 法定相続人が負担された次の費用(*)	×	70%
---	---	-----

※費用とは、国内旅行サービスの取消料、違約料等をいいます。

(3)保険期間

この保険の保険期間は、契約日の翌日の午前0時に始まり、特定のサービスについて最初の搭乗または最初の施設利用を開始するまでとなります。

(4)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込画面にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込画面の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険は契約日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

注意喚起情報のご説明〔団体総合生活補償保険(MS&AD型)〕

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

【告知事項】

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、代理店・扱者にお申し出ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの確認が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

契約日の翌日の午前0時に補償を開始します。ただし、保険料領収前

次頁につづきます➔

または、契約日以前に「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が発生していた場合については、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「契約概要のご説明1.(2)補償内容」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で解約される場合は、ご加入の代理店・扱者までお申出ください。ただし、この保険は契約日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 個人情報の取扱いについて

個人情報の利用目的について本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

● 法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

9. 包括契約の仕組み

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われなかったことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、下表の「共通」に記載の書類に加えて、下表の各キャンセル原因に関して「保険金請求に必要な書類(例)」欄に記載の書類をご提出いただきます。

(注1) 提出いただいた書類をご確認させていただいた後で、事故の内容、損害の額に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(注2) 保険金のご請求時にご提出いただく**診断書やその他の書類の取得費用(取得のための交通費を含む)は自己負担**となりますのでご注意ください。

キャンセル原因	保険金請求に必要な書類 (例)	
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 [キャンセルサポート] (原本) ・事故状況申告書 [キャンセルサポート] (原本) ・エイチ・アイ・エス発行の取消料証明書 (原本) 	
	＜旅行者(ご本人または同行予約者)の傷病＞	＜旅行者以外のご家族の傷病＞
1. 死亡、危篤	死亡診断書(死体検案書)、危篤証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・お亡くなりになったこと(お名前/逝去日)を確認できる書面(葬儀開催連絡等)、危篤証明書
2. 入院	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
3. 通院	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始したことが確認できる医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院日が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
4. 急な出張	出張命令書、出張スケジュール表、出張報告書等出張期間が確認できる書類	<p style="text-align: center;">海外出張によるキャンセルの場合</p> <p>左記に加え、当該出張における出入国、往復の移動記録が分かるもの(旅券(パスポート)の出入国手続きが確認できる部分のコピーもしくは、航空券のeチケットの(写)、または搭乗券の半券。交通機関発行の領収書・切符等)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">国内出張によるキャンセルの場合</p> <p>左記に加え、当該出張における宿泊施設への宿泊、往復の移動記録が分かるもの(宿泊施設発行の宛名入りの領収書(室料がわかるもの)、および交通機関発行の領収書・切符、航空券、搭乗券の半券等)</p>
5. 目的地での事故	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況申告書に詳細をご記入ください。 	
6. 交通機関の遅延、欠航・運休	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書(事故状況申告書に運休・遅延したフライト番号(列車名)等を記入のうえ、その状況の詳細を記載することで代替可) 	
7. イベント等の中止・延期	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等へ入場予定であったことおよび参加/入場予定日(および中止/延期となった事情)が確認できる資料(入場券・予約券と中止・延期の案内書面等) 	
8. 妊娠、早産等	[妊娠]	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の判明が契約日の翌日以降であることがわかる資料(病院発行の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等)
	[出産・早産等]	<ul style="list-style-type: none"> ・出産日(早産、流産した日を含む)が契約日の翌日以降であることがわかる書類
9. 婚約破棄、離婚	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況申告書に詳細をご記入ください。 	
10. ペットの死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師による死亡診断書(死体検案書)または役所/保健所への死亡届 	
11. 災害避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況申告書に詳細をご記入ください。 	
12. 緊急事態宣言等	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況申告書に詳細をご記入ください。 	
13. 裁判所への出廷	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から受けた出廷要請を証明する書類(出廷日が確認できる資料) 	
14. 勤務先の倒産	<ul style="list-style-type: none"> ・倒産の事実が分かる資料 	
15. 建物・家財の損害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物または家財の損害の程度を証明する書類(修理見積書、修理請求書、写真など) 	

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等[P.4 2(1)]については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払い事由(主契約、セットしている特約も含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

事故のご連絡にサポートを必要とされるお客さまへ

手話通訳サービスご利用による事故のご連絡を受け付けています。

- ・受付時間は、8:00～21:00(年中無休)です。
- ・聴覚、発話に障がいのあるお客さまを対象としたサービスです。
- ・お客さまよりテレビ電話※を通じて、プラスヴォイス社(通訳事業者)にてご連絡を受け付け、通訳オペレータが電話(音声)で当社担当者へ通訳します。

【ご利用方法】

- ①「三井住友海上手話通訳センター」ボタンを押すか、QRコードを読み取りご利用ください
- ②「手話・筆談」もしくは「文字チャット」を選択すると通訳オペレーターへつながります
- ③iOS端末をご利用の場合は「マイク及びカメラのアクセス」を許可にしてください

※ご利用時の動作環境やお困りのときは、プラスヴォイス社HP(<https://plusvoice.co.jp/skyrtc/faq.html>)へ➡



【注意事項】

- ・本サービスは、スマートフォンやWebカメラ搭載のパソコン・タブレットでご利用いただけます。
- ・本サービスでは、ブラウザを利用します。ご利用いただけるブラウザは、Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefoxです。Internet Explorerや一部のAndroid端末(Xperiaの特定機種等)ではご利用いただけません。
- ・本サービスご利用時の携帯電話、スマートフォンなどのご利用代金やインターネット通信料など、通信にかかる費用はお客様のご負担となります。
- ・携帯電話、スマートフォンからのテレビ電話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。予めお客様の携帯電話、スマートフォンのご契約プランをご確認のうえ、ご利用ください。
- ・本サービスをご利用したことおよびご利用できなかったことによって生じたいかなる損失・不利益に対しても、株式会社プラスヴォイスおよび三井住友海上火災保険株式会社はその責を負いません。

ご連絡・お問い合わせ窓口

加入前の補償内容のお問い合わせ並びにご旅行のキャンセルは

エイチ・アイ・エスにお問い合わせください。

事故が発生し、旅行のキャンセル費用の負担が確定した場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

365日事故受付サービス 「三井住友海上 キャンセル保険事故受付窓口」 0120-012-563(無料) 受付時間 [9:30~18:30]

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

三井住友海上への苦情がある場合は

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

電話受付時間：平日 9:00 ~ 19:00 土日・祝日 9:00 ~ 17:00(年末年始は休業させていただきます。)

※キャンセルサポートに関する補償内容やご旅行のキャンセルについてのお問い合わせは、上記窓口では対応できません。

保険ご加入に関するQ&A

Q1 いつまで加入ができますか？

A ご旅行申込みと同時に加入をお願いいたします。(ただし、旅行開始日の14日前まで)

Q2 この保険はいつからいつまでを補償しますか？

A 契約日の翌日午前0時から最初の搭乗または最初の施設利用を開始するまでとなります。

Q3 保険金を請求したい場合はどうしたら良いですか？

A 実際にキャンセル費用が確定した時点で、三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口(TEL.0120-012-563)までご連絡ください。なお、オペレーターには「WEBで国内旅行用のキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

Q4 乗車券・航空券のみ、あるいは宿泊のみで手記した場合もこの保険に申込みますか？

A はい。募集型企画旅行および受注型企画旅行等のパッケージ旅行だけでなく、エイチ・アイ・エスを通じての予約であれば、乗車券・航空券のみご予約、宿泊費用のみご予約の場合でも本保険の対象となります。

Q5 海外に住んでいるが、加入できますか？

A 加入できるのは、日本在住の方のみとなります。

Q6 解約返れい金はありますか？

A 契約日の翌日午前0時から補償開始するため、解約返れい金はありません。(旅行をキャンセルした場合も含まれます)

Q7 日程を変更して出発した場合、変更に伴う旅行サービスの取消料や違約料は補償の対象となりますか？

A 日程を変更した場合は、補償が終了しますので、補償対象外となります。

Q8 主催者都合による旅行キャンセルの場合は、解約返れい金はありますか？

A 契約日の翌日午前0時から補償開始するため、解約返れい金はありません。

Q9 新型コロナウィルスに感染し、旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウィルスに感染し、死亡・危篤、入院、通院した場合、それぞれの支払要件にあてはまる場合は補償対象です。

Q10 新型コロナウィルスの感染拡大防止のためイベントが中止・延期となり、旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウィルスを含む感染症の感染拡大防止等を理由にイベントが中止・延期された場合、支払要件にあてはまる場合は補償対象です。

万一、事故が起こり、旅行のキャンセル費用の負担が確定した場合は

365日事故受付サービス 三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口

加入前の補償内容のお問い合わせ並びにご旅行のキャンセルは、エイチ・アイ・エスへご連絡下さい。

365日事故受付サービス 「三井住友海上キャンセル保険事故受付窓口」

0120-012-563 (無料) 受付時間 [9:30~18:30]

※お電話の際は、お手元に旅行の予約番号または受付番号をご用意のうえ、オペレーターへ「WEBで国内旅行用のキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

航空運輸産業部 営業第二課

※2021年4月1日以降は、企業営業第五部 第三課となります。

〈代理店・扱者〉

株式会社エイチ・アイ・エス

〒105-6905 東京都港区虎ノ門 4-1-1

神谷町トラストタワー 5階